

事故報告マニュアル 新旧対照表

一部改定	現 行
<p>3 報告が必要な事故の範囲</p> <p>事業者は、次の事由に該当する場合に保険者（市町村）へ事故報告を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">（中 略）</p> <p>（3）感染症若しくは食中毒の発生又はそれらが疑われる場合</p> <p>注1） 報告の対象は、「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について（平成17年老発第0222001号厚生労働省老健局長連名通知）」に従い、次のとおりとする。</p> <p>ア） 同一の感染症や食中毒による、又はそれらが疑われる死亡者や重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合</p> <p>イ） 同一の感染症や食中毒の患者、またはそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合</p> <p>ウ） ア）及びイ）に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長（管理者）が報告を必要と認めた場合</p> <p>注2） 感染症のうち新型コロナウイルス感染症については、<u>報告の対象としない。</u></p> <p>4 報告の時期</p> <p><u>事故報告は、発生から5日以内を目安に報告を行う。</u></p> <p><u>ただし、感染症、食中毒については、発生直後は、拡大防止等の対応を優先する必要があることから、5日以内にかかわらず、事態が落ち着いて報告書作成が可能となった時点で行うものとする。</u></p>	<p>3 報告が必要な事故の範囲</p> <p>事業者は、次の事由に該当する場合に保険者（市町村）へ事故報告を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">（中 略）</p> <p>（3）感染症・若しくは食中毒の発生又はそれらが疑われる場合、<u>基準値を超えるレジオネラ属菌が検出された場合</u></p> <p>注1） 報告の対象は、「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について（平成17年老発第0222001号厚生労働省老健局長連名通知）」に従い、次のとおりとする。</p> <p>ア） 同一の感染症・や食中毒による、又はそれらが疑われる死亡者や重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合</p> <p>イ） 同一の感染症・や食中毒の患者、またはそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合</p> <p>ウ） ア）及びイ）に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長（管理者）が報告を必要と認めた場合</p> <p>注2） 感染症のうち新型コロナウイルス感染症については、<u>上記 注1）にかかわらず、当分の間、次により取り扱うこととする。</u></p> <p><u>ア）感染者（利用者）が1名の場合であっても報告の対象とする</u></p> <p><u>イ）職員が感染し、利用者への感染が疑われる場合（濃厚接触者又は濃厚接触が疑われる場合）ただし、職員のみ感染は報告の対象としない</u></p> <p><u>ウ）新型コロナウイルス感染症発生による社会的影響等を考慮し、感染者の氏名については報告を要しない</u></p>

一部改定	現 行
<p><u>5</u> 報告を受けた保険者（市町村）における留意点</p> <p>① 事故の状況、事故に至った経緯を把握するとともに、事故への対応が不十分、又は、報告書の記載内容に不明な点がある場合など、当該事業者の対応状況に応じて必要な事実確認、指導等を行うものとする。</p> <p>② 事故報告書の記載内容に不備がある場合は、再提出を求める。</p> <p>③ 事故の再発防止策を検討するにあたって、事業者から保険者（市町村）に協力依頼があった場合は、可能な限り対応する。</p> <p><u>6</u> 保険者（市町村）から県への報告について</p> <p>次の事由による事故の場合は、所管する県の地域振興局・支庁（地域保健福祉課）へ報告するものとする。</p> <p>なお、地域密着型サービス事業者に係るものについては、原則、死亡事故のみとする。</p> <p>① 死亡事故又は受傷事故等（原則として医療機関で入院加療を要したもの）</p> <p>② 利用者への暴力、身体拘束や虐待が事故の原因と思われるもの</p> <p>③ 職員（従業者）による法令違反、不祥事等</p> <p>④ 感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたとき</p> <p>⑤ その他、県への情報提供が必要と認められるもの</p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>	<p><u>4</u> 報告を受けた保険者（市町村）における留意点</p> <p>① 事故の状況、事故に至った経緯を把握するとともに、事故への対応が不十分、又は、報告書の記載内容に不明な点がある場合など、当該事業者の対応状況に応じて必要な事実確認、指導等を行うものとする。</p> <p>② 事故報告書の記載内容に不備がある場合は、再提出を求める。</p> <p>③ 事故の再発防止策を検討するにあたって、事業者から保険者（市町村）に協力依頼があった場合は、可能な限り対応する。</p> <p><u>5</u> 保険者（市町村）から県への報告について</p> <p>次の事由による事故の場合は、所管する県の地域振興局・支庁（地域保健福祉課）へ報告するものとする。</p> <p>なお、地域密着型サービス事業者に係るものについては、原則、死亡事故のみとする。</p> <p>① 死亡事故又は受傷事故等（原則として医療機関で入院加療を要したもの）</p> <p>② 利用者への暴力、身体拘束や虐待が事故の原因と思われるもの</p> <p>③ 職員（従業者）による法令違反、不祥事等</p> <p>④ 感染症・若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたとき、<u>基準値を超えるレジオネラ属菌が検出されたとき</u></p> <p>⑤ その他、県への情報提供が必要と認められるもの</p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>